

関税法施行規則等の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（関税関係帳簿書類の保存方法等）</p> <p>第十条 電子帳簿保存法施行規則第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び第四条から第八条まで（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
<p>読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第三条の見出し、第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項第二</p>	<p>国税関係帳簿書類</p>	<p>国税関係帳簿書類</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>号及び第三号並びに第二項</p> <p>第三条第一項、第五項第一号口及び第三号、第四条第三項、第五条第三項並びに第六条第一項</p> <p>第三条第一項</p>	<p>法第四条第一項</p>	<p>関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第一項</p>	<p>次に掲げる要件に受けている国税関係帳簿</p>	<p>第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に</p>	<p>受けている国税関係帳簿（関税法第九十四条第一項の規定により備付け及び保存をしなければならぬこととされている帳簿をいう。以下同じ。）</p>
<p>第三条第一項第一号、第三号、第四号、第五項第一号口及び第三号、第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号</p>	<p>国税関係帳簿</p>	<p>関税関係帳簿</p>	<p>法第六条第一項</p>	<p>関税法第九十四条第三項において準用する法第六条第一項</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

分及び第三号並びに第二項		第三号第一項第五号	
<p>日付け又は金額に係る記録項目</p> <p>「という。」</p>	<p>取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に於じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）</p>	<p>当該国税関係帳簿</p>	<p>当該関係帳簿</p>
<p>第一号、第二号</p> <p>法第四条第二項</p>	<p>第一号</p> <p>第一号</p>	<p>第一号</p> <p>第一号</p>	<p>第一号</p> <p>第一号</p>
<p>、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に於じた主要な記録項目</p>	<p>貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日</p>	<p>貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日</p>	<p>貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日</p>
<p>第一号、第二号</p> <p>法第四条第二項</p>	<p>第一号</p> <p>第一号</p>	<p>第一号</p> <p>第一号</p>	<p>第一号</p> <p>第一号</p>
<p>、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に於じた主要な記録項目</p>	<p>貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日</p>	<p>貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日</p>	<p>貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

	第三条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六項	第三条第三項、第五項及び第六項、第四条第二項並びに第六条第一項第四号	第三条第三項第二号	その他の日付け	日付け又は金額	「日付け」	法第四条第三項	国稅關係書類	取引に関して、相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類	契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載さ
	取引年月日その他の日付け	貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日	「取引年月日その他の日付け」	関稅法第九十四条第三項において準用する法第四条第三項	関稅關係書類	輸入の許可を受けた貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類	金額の記載のあるこれらの書類で、その記載された金額			
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第四条第一項第五号	国税関係帳簿の 当該国税関係帳簿に	第三条第五項第二号 ロ(3)、第四条第一項 第五号及び第三項第 一号並びに第八条第 一項	取金額 れた契約金額又は受	第三条第五項第二号 ロ(3)並びに第四条第 一項第五号及び第三 項第一号	第三条第五項第四号 二及び第六項	国税庁長官	同号イ中「勘定科 目」とあるのは、「 その他の日付け」	法第五条第一項	受けている国税関係 帳簿	第四条第一項第二号	国税関係帳簿の種類 、取引年月日その他 の日付け及び勘定科 目(勘定科目が主要 な記録項目でない国 税関係帳簿にあって は、勘定科目を除く 。)	関税関係帳簿の 三年を経過する日ま	財務大臣	同号中「輸入の許可 の年月日」とあるの は「取引年月日その 他の日付け」	関税法第九十四条第 三項において準用す る法第五条第一項	受けている関税関係 帳簿	輸入の許可の年月日	関税法施行令第八十 三条第六項
		同 上	同 上	同 上														

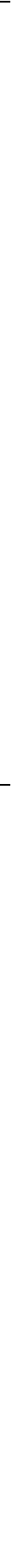
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

	第四条第二項		
目（勘定科目が主要	国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要	法第五条第二項	係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）
	輸入の許可の年月日	関税法第九十四条第三項において準用する法第五条第二項	での間
	同上	同上	
同上	同上	同上	
同上	同上	同上	

第四条第三項及び第四項	法第五条第三項	な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。	関税法第九十四条第三項において準用する法第五条第三項
第四条第三項第一号	国税関係帳簿書類の全部	関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部	関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部
第四条第三項第一号及び第七号	国税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第四条第三項第一号	法第九条	関税法第九十四条第三項において準用する法第九条	関税法第九十四条第三項において準用する法第九条
第四条第三項第一号	国税関係帳簿書類に保存場所及び納税地	関税関係帳簿書類に保存場所	関税関係帳簿書類に保存場所
第五条第一項第二号及び第六号	等 法第六条第一項ただし書	関税法第九十四条第三項において準用する法第六条第一項ただし書	関税法第九十四条第三項において準用する法第七条第一項
第五条第一項第五号及び第六号	法第七条第一項	関税法第九十四条第三項において準用する法第七条第一項	関税法第九十四条第三項において準用する法第七条第一項
第五条第一項第五号	法第八条第二項	関税法第九十四条第三項において準用する法第八条第二項	関税法第九十四条第三項において準用する法第八条第二項
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

第五條第三項	法第六條第六項	る法第八條第二項
第五條第三項、第六條第一項及び第二項	法第七條第三項 所轄外稅務署長 所轄稅務署長等	關稅法第九十四條第三項において準用する法第六條第六項 關稅法第九十四條第三項において準用する法第七條第三項 所轄外稅關長 所轄稅關長
第六條第一項	承認濟國稅關係帳簿書類	承認濟關稅關係帳簿書類
第六條第一項第三号及び第二項第三号	法第四條各項のいづれか	關稅法第九十四條第三項において準用する法第四條各項のいづれか
第六條第二項	法第七條第二項	關稅法第九十四條第三項において準用する法第七條第二項
第七條	法第六條	關稅法第九十四條第三項において準用する法第六條
第八條第一項	法第十條	關稅法第九十四條第三項において準用する法第十條
第八條第二項及び第三項	法第十條ただし書	關稅法第九十四條第三項において準用する法第十條ただし書

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上



改 正 案

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第二条関係）

（配合飼料の指定）

第一条 関税率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条（飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。）第一条（配合飼料の指定）及び令第四十五条第二項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。

（輸入数量の換算）

第七条 令第十四条第一項及び第二項（輸入数量の算出方法）に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、次の表の上欄の各号に掲げる物品について、同表の中欄の当該各号に掲げる物品に係る数量に、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た数量を当該各号ごとに合計した数量とする。

物 品	品 目	換 算 率
一 法の別表第一の六第一三項に掲げる物品	関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号、第一〇〇一・九九号又は第一〇〇八・六〇号の二に掲げる物品	一・四
	関税率表第一一〇一・〇〇号、第一一	一・四

現 行

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）（第二条関係）

（配合飼料の指定）

第一条 関税率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）第二条（配合飼料の規格）の規定は、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号。以下「令」という。）第一条（配合飼料の指定）及び令第四十七条第二項（児童福祉施設等の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。

（輸入数量の換算）

第七条 同 上

物 品	品 目	換 算 率
一 同上	関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号、第一〇〇一・九九号又は第一〇〇八・六〇号に掲げる物品	同上
同上	同上	同上

四 ~ 二				
(省略)	<p>○二・九〇号の二、第一一〇三・一一号、第一一〇三・一九号の二、第一一〇三・二〇号の一若しくは五、第一一〇四・二九号の一、第一九〇一・二〇号の一の(二)のB又は第一九〇一・九〇号の一の(二)のBに掲げる物品</p>	<p>関税率表第一一〇四・一九号の一に掲げる物品</p>	<p>関税率表第一一〇八・一一号、第一九〇一・二〇号の一の(二)のDの(a)又は第一九〇一・九〇号の一の(二)のDの(a)に掲げる物品</p>	<p>関税率表第一一〇四・一九号の一に掲げる物品</p>
(省略)	一・三	二・二	一・八	
四 ~ 二				
同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	

改 正 案

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省令第五十七号）（第三条関係）

（証紙の様式及び形式）

第一条 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号。以下「令」という。）第十一条第五項に規定する証紙の様式及び形式は、別表第一のとおりとする。

（保証団体となるための認可を申請する際の添付書類）

第二条 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「法」という。）第十条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 五 略

（業務を廃止する際の届出）

第三条 法第十条第七項の規定による届出は、業務を廃止しようとする日の一月以前に、業務の廃止の年月日及び理由を記載した書面で行なう。ただし、業務の廃止の年月日及び理由を記載した書面で行なう場合を除く。

現 行

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省令第五十七号）（第三条関係）

（証紙の様式及び形式）

第一条 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号。以下「令」という。）第十二条第五項に規定する証紙の様式及び形式は、別表第一のとおりとする。

（保証団体となるための認可を申請する際の添付書類）

第二条 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号。以下「法」という。）第十一条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 五 同 上

（業務を廃止する際の届出）

第三条 法第十一条第七項の規定による届出は、業務を廃止しようとする日の一月以前に、業務の廃止の年月日及び理由を記載した書面で行なう。ただし、業務の廃止の年月日及び理由を記載した書面で行なう場合を除く。

<p>(承認板に係る帳簿に記載すべき事項等)</p> <p>第四条 令第十八条第二項に規定する財務省令で定める事項は、同条第一項に規定する承認板（以下「承認板」という。）を同項の規定によりコンテナーに取り付けた年月日及び当該コンテナーの製造番号とする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>別表第1 証紙の様式及び形式 (証紙の様式及び形式省略)</p> <p>備考</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 No. 欄には、令第11条第3項の確認番号を表示するものとする。</p> <p>3 及び4 (省 略)</p> <p>別表第2 承認板の様式及び形式 (承認板の様式及び形式省略)</p> <p>備考</p> <p>1 及び2 (省 略)</p> <p>3 承認板の「J/」欄には、法第14条第1項の承認に係る番号を表示する。</p> <p>4～6 (省 略)</p>	<p>(承認板に係る帳簿に記載すべき事項等)</p> <p>第四条 令第十九条第二項に規定する財務省令で定める事項は、同条第一項に規定する承認板（以下「承認板」という。）を同項の規定によりコンテナーに取り付けた年月日及び当該コンテナーの製造番号とする。</p> <p>2 同 上</p> <p>別表第1 証紙の様式及び形式 (証紙の様式及び形式省略)</p> <p>備考</p> <p>1 同 上</p> <p>2 No. 欄には、令第12条第3項の確認番号を表示するものとする。</p> <p>3 及び4 同 上</p> <p>別表第2 承認板の様式及び形式 (承認板の様式及び形式省略)</p> <p>備考</p> <p>1 及び2 同 上</p> <p>3 承認板の「J/」欄には、法第15条第1項の承認に係る番号を表示する。</p> <p>4～6 同 上</p>
---	---

改 正 案

現 行

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）（第四条関係）

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）（第四条関係）

税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百五条第三項若しくは第百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百号）第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十二条第二項、物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二條第三項、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二條第二項又は国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項の身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。

税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百五条第三項若しくは第百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百号）第九条第二項、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十三条第二項、物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十三条第九項、消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六十二条第五項、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七条第五項、揮発油税法（昭和三十年法律第五十五号）第二十六条第五項、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）第十四条の二第五項、石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）第二十六条第五項、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二十三条第五項、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十二条第二項、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項又は国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏

まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項の身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。

国税質問検査章				第一欄 財務省組織規則 (平成十三年財 務省令第一号)	第二欄 第三百九十三条 第六号及び第九 号	第三欄 たばこ税、 たばこ特別税、 たばこ特別税、 たばこ特別税、	第四欄 たばこ税、た ばこ特別税、	たばこ特別税に関する省令(平成十年大蔵省令第二百二十二号)(第五 条関係) たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用につい ては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	改 正 案
	第二条第一項第			本則					
	第二十七条第			第七十四条の 十三					
	第二十七条第			第七十四条の 十三(一般会 計における債 務の承継等に 伴い必要な財 源の確保に係 る特別措置に 関する法律(平 成十年法律第 百三十七号第 十九条第 二項において 準用する場合 を含む。)					
同上			同上	同上	同上	同上	同上	たばこ特別税に関する省令(平成十年大蔵省令第二百二十二号)(第五 条関係) たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用につい ては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	現 行
同上			同上	同上	同上	同上			
同上			第二十七条第 五項	同上	同上	同上			
同上			第二十七条第 五項	同上	同上	同上			

国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令（昭和五十二年大蔵省令第三十二号）			規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）
		第一条第一号	一号
	第二条第一号の表	たばこ税	五項
	たばこ税の額	たばこ税、たばこ特別税	五項、一般会計における債務の承継等に 伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）第十九条第五項
	同上		
	同上	同上	
	同上	同上	
	同上	同上	

改 正 案

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）（第六条関係）

（電磁的記録による保存）

第四条（省 略）

一及び二（省 略）

2（省 略）

3 次に掲げる規定に基づく保存において、民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、電磁的記録に記録された事項について必要な程度で検索できる措置を講じなければならない。

一〜七（省 略）

八 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）第十八条第二項

九及び十（省 略）

十一 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第九条、第三十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十四項
十二及び十三（省 略）

4（省 略）

別表第一（第三条・第四条関係）

現 行

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）（第六条関係）

（電磁的記録による保存）

第四条 同 上

一及び二 同 上

2 同 上

3 同 上

一〜七 同 上

八 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）第十九条第二項

九及び十 同 上

十一 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第九条、第三十五条第四項において準用する第九条、第三十五条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十四項
十二及び十三 同 上

4 同 上

別表第一（第三条・第四条関係）

五〇	～	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一 及び	三〇	二九	一	法令	
(省略)			関税暫定措置法施行令										(省略)			コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令	
(省略)			第三十三條第十四項	第三十三條第十二項	第三十三條第十項	第三十三條第九項	第三十三條第七項	第三十三條第五項	第九條	第三十三條第四項において準用する第九條			(省略)			第十八條第二項	規定

五〇	～	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一 及び	三〇	二九	一	法令	
同上			同上										同上			同上	同上
同上			第三十五條第十四項	第三十五條第十二項	第三十五條第十項	第三十五條第九項	第三十五條第七項	第三十五條第五項	第九條	第三十五條第四項において準用する第九條			同上			第十九條第二項	規定

別表第二（第五条―第七条関係）

四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一 及び 三二	三〇	二九 ～ 一	法令	
					関税暫定措置法施行令					(省略)	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令	第十八条第二項	(省略)	規定
	第三十三條第十四項	第三十三條第十二項	第三十三條第十項	第三十三條第九項	第三十三條第七項	第三十三條第五項	第九條	第三十三條第四項において準用する第九條		(省略)				

別表第二（第五条―第七条関係）

四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一 及び 三二	三〇	二九 ～ 一	法令
					同上					同上	同上	同上	法令
	第三十五條第十四項	第三十五條第十二項	第三十五條第十項	第三十五條第九項	第三十五條第七項	第三十五條第五項	同上	第三十五條第四項において準用する第九條		同上	第十九條第二項	同上	規定

五 二	～	(省 略)	(省 略)
五 二	～	同 上	同 上